

様式第9 法第49条第1項(農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項)
及び第50条第1項関係(農地転用の許可)

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	コンパクトタウン事業(3工区)	中満地区	楳葉町

図面記号							
G							
1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名		捺印	住 所		
	譲受人	楳葉町長 松本 幸英		印	福島県双葉郡楳葉町大字北田字鐘突堂5番地の6		
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	所有権以外の使 用収益権が設定 されている場合	土地利用区分
			登記簿	現 況			
				別紙のとおり			
計	2,267m ² (田 2,267m ² 畑 0m ²)						
3 権利を設定し 又は移転しよ うとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別		権利の設定、 移転の時期	権 利 の 存続期間	その他の	
	所有権	移 転		復興整備計画 公表後	永年		
4 転用するこ とによって生 ずる付近の農 地作物等の被 害の防除施設 の概要	• 整備中は土砂流出防止柵等を設けるとともに、整備後は周囲においてU字溝、雨水排水処理を集約して土砂流出を防止する。施設への給水は公共水道であり、排水は公共下水道へ接続し、処理する。建設する建物は低層であり、日照上の影響がない配置をとるよう計画する。						

(別紙) 2 土地の所在等